

先日岡山県に直撃した台風12号により被害を受けられた方々には、謹んでお見舞い申し上げます。
 今月は、災害による被害を受けた場合に適用することができる個人所得税の軽減措置や、その他の申請についてを中心に取り上げていきたいと思っております。

1. 災害を受けた場合の所得税の軽減措置

台風、地震等により資産に損害を受けた場合には、確定申告を行うことで所得税法の雑損控除の適用を受けることができます。

(1) 雑損控除の対象となる資産の要件は？

納税者本人の資産だけでなく、納税者と生計を一にしている配偶者やその他の親族の方で、一定の所得(給与額でいえば、年103万円以下)の方の資産についても適用できます。(棚卸資産のような事業用の資産や、書画、骨董、貴金属等で1個又は1組の価格が30万円を超えるものなど、生活に通常必要でない資産については雑損控除の対象から除かれます。)

(2) 損害の原因

次のいずれかの場合に限られます。

震災、風水害、冷害、雪害、落雷など自然現象の異変による災害

火災、火薬類の爆発など人為による異常な災害

害虫などの生物による異常な災害(シロアリによる被害など)

盗難、横領(詐欺や恐喝の場合には、雑損控除は受けられません。)

(2) 所得から控除できる金額は？

次の2つの金額のうちいずれか多い方の金額です。

(差引損失額) - (総所得金額等) × 10%

(差引損失額のうち災害関連支出の金額) - 5万円

(注) 損失額が大きくてその年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後(原則3年間、震災特例法の適用を受ける場合は5年間が限度)に繰り越して、各年の所得金額から控除することができます。

差引損失額 = 損害金額 + 災害関連支出の金額 - 保険金などにより補填される金額

イ. 「損害金額」とは、その資産の時価を基にして計算した損害の額です。

ロ. 「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅、家財などを取壊し又は除去するために支出した金額などです。

(3) 雑損控除を受けるためにはどのような書類が必要ですか？

災害関連支出の金額の領収証が必要です。なお、下記2の「り災証明書」は確定申告での提出は義務付けられてはいませんが、り災証明書を取得された方は、そのコピーを確定申告書に添付することをお勧めしております。

注) 雑損控除とは別に、その年の所得金額の合計額が1,000万円以下の方が災害にあった場合は、災害減免法による所得税の軽減免除があり、納税者の選択によりどちらか有利な方法を選べます。詳しくは当事務所にお問合せください。

< 経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度) >

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。こちらの共済制度を利用しているお客様は多いと思っておりますが、この度、10月1日より制度が新しくなりましたのでお知らせします。

掛金の積立限度額が320万円から800万円に引き上げられました。これにより貸付限度額は最高8,000万円となっています。

掛金月額(上限)が8万円から20万円に引き上げられました。

2. り災証明の発行について

台風等により被害を受けた方は、市町村からり災証明を発行してもらうことができます。り災証明は、損害保険の請求等に必要な場合があります。また、床上浸水等の被害にあった方は災害見舞金の給付を受けることができる市町村もあります。詳しくは、各市町村のホームページをご覧ください。

(例: 倉敷市)

り災証明発行の手続き

「り災事実届出書」を市役所本庁または各支所の窓口へ提出します。後日、市の職員の方が現場確認をし、り災証明書が発行されます。(家財などがり災した場合は、それを証する写真等が必要です。)

受付期間

平成23年12月5日(土)まで(土日祝日を除く)、(午前8時30分から午後5時15分)

災害見舞金

床上浸水または半壊以上の被害にあった方には災害見舞金が給付されます。例えば床上浸水の場合、1世帯につき30,000円の見舞金が給付されます。

< インターンシップ >

8月30日から9月5日まで、岡山大学経済学部2回生の学生お二人が当事務所にインターンシップに来られました。受け入れ期間中に、皆様にはご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。お二人の感想を掲載させていただきます。

将来は税に関する仕事がしたいと考えていましたが、私にとって税理士事務所は未知の場所でした。でも、事務所の方々はとても気さくで、親切で、まずその人柄に憧れました。初日から自分には社会人のマナーが欠けていることに気づかされ、あいさつの大切さ、考えることの重要さを実感することができました。そして、お仕事を教わるにつれて、世の中の仕組みを知っていくようでとてもおもしろく、時間が過ぎるのがあっという間でした。簿記の知識も必要だとわかり、これからの勉強もがんばろうと思いました。社会人としてのマナーから税理士事務所のお仕事まで、5日間みっちり教えていただき、感謝しています。インターンシップで三宅税理士事務所に来ることができて本当によかったです。これからの生き方に役立てていきます。頼香織

今回のインターンシップでは、マナーの面でも実務の面でも、自分がいかに勉強不足であるかがよく分かりました。そして今後の自分がすべき事も分かり、少し見失いかけていた方向性をしっかりと掴むことができました。お忙しい中でお時間を割いてくださって本当にありがとうございます。短い期間でしたが、今回学んだ事、気付いた事は必ず今後の糧になって、なりたい自分の姿への大きな力となると思います。坂本孝希



< VISION >

毎月開催中の経営計画書作成セミナー: 「VISION」
 今月の開催日は10月13日(木)です。
 不透明な経済情勢が続いておりますが、このような状況にこそ経営計画が求められております。参加された経営者の方々からも多くのお喜びの声をいただいております。まだ参加されたことのない方、経営計画をつくってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
10月13日(木)	9・10・11月決算法人様	10月6日(木)
11月17日(木)	10・11・12月決算法人様	11月4日(金)
12月8日(木)	11・12・1月決算法人様	11月25日(金)

< 事務所不在のご案内 >

10月7日(金)の午後、大半のスタッフが研修に参加させていただきますので、事務所に不在となります。お客様方には大変ご迷惑をおかけ致しますが、どうぞよろしくお願い致します。

< 10月スケジュール >

11	火	*9月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
13	木	*経営計画書作成セミナー: VISION
31	月	*8月決算法人の確定申告・納付期限
		*2月決算法人の中間申告・納付期限 *消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の5・11月決算法人)